

令和4年7月14日

横須賀市長 上地克明 殿

緊 急 要 請 書

参加団体（アイウエオ順）

いらない！原子力空母	市原 和彦
改憲・戦争阻止！大行進横須賀 事務局長	船木 明貴
神奈川ネットワーク運動・横須賀 代表	瀧川 君枝
神奈川平和運動センター	福 田 護
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会共同代表	呉東 正彦
原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会事務局長	新倉 泰雄
新日本婦人の会横須賀支部 支部長	井上 浩子
非核市民宣言運動ヨコスカ	新倉 裕史
ピースムーブ・ヨコスカ	中井美和子
すべての基地に「ノー」を・ファイト神奈川	木元 茂夫
三浦半島地区労センター 事務局長	小原 慎一
横須賀市東部漁業協同組合組合員	小松原哲也
横須賀市民9条の会	巴 ふ さ
よこすか非戦手帖	松本 麻里
横須賀平和委員会 会長	萩原 富子
ヨコスカ平和船団	鈴木 茂樹

6月30日に防衛省から横須賀市に通報され、7月1日に説明があったところによると米海軍横須賀基地の排水処理場で5月4日に排水処理業者が特異な泡を発見し、5月9日に米海軍がサンプリング調査を行ったところ、その結果が6月27日に判明し、

有害物質であるPFOSとPFOAが環境省の目標値50ナノグラム/Lを上回る、生活排水ラインで合計112ナノグラム/L、産業排水ラインで合計57ナノグラム/Lの量で検出されたということで、6月29日やっと防衛省に通報があったとのこと。原因は調査中ということです。

そして、この間、消火システムの故障や特異な泡などは確認されておらず、通常どおり排水を続けているとのこと。 (資料1・2)

ということは、少なくとも2ヶ月近く、米海軍横須賀基地から、有害物質が、周辺海域に流出していた可能性があり、市民の健康や、漁業者の生活にとって大きな問題です。

従って、私達は緊急に、横須賀市長が7月1日付で防衛省に要請した事項に加えて、以下の点を質問し、要請いたしますので、是非、積極的回答、行動をお願いいたします。

1、米海軍がこれまでに排水処理場からの排水のサンプリング調査を行ったのは、5月9日1回だけなのではないでしょうか。

泡の発見された5月4日から、サンプリングまで5日も経っているのはなぜですか。

結果が出るまで7週間もかかったのはどうしてなのでしょう。米海軍は基地内に、PFOSとPFOAが分析できる装置をもっていないのですか。

2、この間、消火システムの故障や特異な泡などは確認されておらず、通常どおり排水を続けているとのことですが、少なくとも2ヶ月近く、そして今後も米海軍横須賀基地から、有害物質が、周辺海域に流出していた可能性があることとなります。

なぜ、排水の停止や、排水中のPFOSとPFOAの除去処理を行わなかったのでしょうか。

また、次のサンプリング調査を行い、その結果が判明するのはいつですか。

今後排水を毎日サンプリング調査を行うこと、その結果が安定的に環境省の目標値を大きく下回るまで、排水の停止や、排水中のPFOSとPFOAの除去処理を行うよう防衛省と、米海軍に直接申し入れて下さい。

3、また米海軍は、汚染物質の調査報告書、レポートを作成しているはずですから、オリジナルの調査報告書の入手又は公開を求めて下さい。

4、今回排水処理場での泡、P F O S等の確認されるに至った原因は何なのでしょう。
(泡消火剤を使った訓練、火災発生による実際の使用、保管施設からの漏洩、投棄等が考えられますが。生活排水ラインでも、産業排水ラインでも目標値を上回っているので複数の原因があることも想定されます。)

またそれが排水処理場に流入した経路は、どのようなものだったのでしょうか。

それを速やかに調査、特定し、具体的に公開するよう求めて下さい。

5、P F O S等と泡消火剤については、米軍も保管場所は限定され、リスト化されているものと思われ、また他の有害危険物質とともにマニフェストを作成しているものと思われ

れます。
原因の特定と再発防止のため、資料1の要請3項について、さらに具体的に、市内の米海軍横須賀基地、箱崎貯油施設、浦郷弾薬庫原子力空母等の母港艦船等について現時点での保管場所と保管量のリスト（できれば今後の交換計画も含めて）の入手又は公開を求めて下さい。

(箱崎貯油施設、浦郷弾薬庫では、排水はどのように処理されているのでしょうか。)

6、5月4日米海軍による排水処理場で泡が確認されてから、6月29日まで、少なくとも2月近く、日本政府に通報がなかったことは、『在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続に違反していないのでしょうか。]

また、2007年の災害準備に関する覚え書や、資料3の2013年3月13日に合意された油漏れについての通報公開ルールは、米海軍が直接横須賀市に通報することとなっていますが、今回は油漏れにも匹敵する、相手方に影響を与える可能性のある事象

にも係わらず、米海軍から直接横須賀市へ直接の通報がなかったことはこれらに違反していないでしょうか。違反していないとすれば今後のためにそれを加えた合意を国と米軍に求めて下さい。

7、2015年9月の日米合同委員会の合意事項（資料4）に基づいて、環境に影響を及ぼす事故が発生した場合については米軍基地に、日本政府及び関係自治体関係者の立ち入り、サンプル採取等の調査ができることが合意され、2021年4月には、沖縄県の普天間基地についてPFOS等の漏出について、米軍とともに国、沖縄県が立ち入り調査をして実施しています。（資料5）

そして、そもそも市域内での水質汚濁防止法、神奈川県生活環境保全条例上の立ち入り調査等の監督については横須賀市が権限を有し、責任を持つ立場です。

従って、要請6項につき、市民の安心安全のため、原因究明と再発防止のために、上記各事項についての立ち入り、今後のサンプリング調査に防衛省や横須賀市も立ち会ってサンプリング調査によるクロスチェックが必要と思われますので、国等にその実施を求め、横須賀市として立ち入り調査に参加して、その結果を市民に公開して下さい。

8、米海軍横須賀基地の排水処理場（資料6）は、基地東側にあり、漁業者の漁場や、市民の海水浴場への影響も懸念されます。

要請2項にある漁業者等への、有害物質の量、原因、再発防止体制等についての説明の場を、早急に具体化するよう求めて下さい。